

出資金についてのご説明

お客様各位

瀬戸信用金庫

1. 出資金は市場で流通している株式とは異なり多くの制約があります。出資金は売買その他担保とすることはできません。
2. 出資金は預金ではありません。預金保険法による保護の対象外です。
3. 出資持分の譲渡・譲受は当金庫に申し出をいただき当金庫が承諾した、会員又は会員たる資格を有する者に対してのみ行うことができます。
4. 出資持分はその譲渡によって払戻すことができます。この場合において、その譲渡を受けるという申し出がないとき（つまり、譲渡による持分相当の加入の申し出がないとき）は、当金庫に対し定款で定めるところにより譲受けを請求することができます。
この場合当金庫の譲受けの時期は「その請求の日から6ヵ月を経過した日以後に到来する事業年度末（通常3月31日）」と定款で定めており、最長で約1年6ヵ月を要する場合があります。（信用金庫法第16条、定款第13条）
5. 新規加入等のご依頼がありましても、ご依頼日と当金庫の登録日が異なる場合があります。
6. 出資持分の譲渡（払戻し）を請求する場合の払戻額はその会員が所有している出資額を超えることはできません。
7. 当金庫は会員が次の（１）、（２）に該当したとき、総代会の決議により会員の地位を喪失し、喪失後の出資持分の払戻金を当金庫に対する債務に充当することがあります。
 - （１）貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6ヵ月以内にその義務を履行しないとき。
 - （２）法令若しくは当金庫の定款に違反し、当金庫の事業を妨げ又は当金庫の信用を失わせるような行為をしたとき。
8. お届けの氏名、住所、居所、勤務先に変更が生じた場合は当金庫までご連絡下さい。ご連絡がない場合、以降の通知を行わないことがあります。また住所又は居所、勤務先の何れもが当金庫の地区外となった場合は会員資格を失い法定脱退扱いとなります。
9. 法定脱退事由に該当した場合は信用金庫法第17条により、その意思にかかわらず当然に脱退し、会員として有していた一切の権利義務を失います。したがって剰余金の配当請求権も当然に失うこととなります。

法定脱退事由
1. 会員たる資格の喪失（当金庫の地区外への移転等）
2. 死亡又は解散
3. 破産手続開始の決定
4. 除名
5. 持分の全部の喪失
10. 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有する者が、当金庫に対しその会員死亡の日から3ヵ月以内に加入の申し出をしたときは、相続開始の時に会員となったものとみなし、被相続人の持分についてその権利義務を継承します。
なお、相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人に限りこの規定を適用します。
11. 法定脱退の場合において持分の払戻しは信用金庫法第18条により、脱退時の属する事業年度の終了の時以降（翌年度4月1日以降）となります。
12. 法定脱退の場合において持分の払戻請求権は、脱退原因発生時から2年間行わないときは時効によって消滅します。
13. 配当率は毎年3月31日の決算状況により総代会で承認を受け決定されますので、毎年一定ではありません。
14. 配当金は合併等の特別な要因のない限り3月31日現在の加入者にお支払いします。決算期の途中で出資持分を譲渡した場合の配当金は受けられません。
15. 定款の定めに従い、出資取引時に「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を書面にいただきます。
16. 次の（１）～（３）のすべてに該当する会員の方は、「所在不明会員」として除名となることがございます。
 - （１）5年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。
 - （２）当金庫の通知又は催告が5年以上継続して到達しなかった方。
 - （３）当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。